

「令和5年度「いわし」「にしん」及び「さば」の輸入割当てについて(案)」に寄せられた御意見の概要及び御意見に対する考え方

意見概要	御意見に対する考え
<p>申請の際の提出書類において、法人の場合については法人番号の記載輸出入関係事務全般について言える事であるが、書類において、法人である事業者には法人番号の提出を行わせるようにされたい。</p> <p>それにより、各種行政機関(経済産業省以外にも、農林水産省・水産庁、厚生労働省、税関、検疫所、地方公共団体、刑事機関等)等における事務効率の向上が見込めるし、市民等による調査にも資するはずであるし、公正性の向上も見込め、また各国当局にも有用であるはずである(日本は国際主義を取っているのであるから、この点についてはそれなりに重要視すべきであると考え。)。書類のどこかにおいて13桁の法人番号の記載(印字やゴム版による押印などでも良い)を行うのは特段の労力を要さないもののはずであるが、それによって行政事務及び社会がより望ましくなるのであるから、法人である事業者には法人番号の提出を行わせるようにすべきと考える。</p> <p>(なお、会社法人等番号ではなく、法人番号の提出が適切と考える。法人番号そのものでないと各所でそのままその番号を用いる事が出来ないので、法人番号の提出が適切と考える。)</p>	<p>今回の御意見は、経済産業省貿易経済協力局が実施する輸出入事務全般に対する御意見と理解しました。輸出入事務全般の中には、今回の意見募集に関する事案も含まれるため、その部分についてお答えいたします。御提案いただいた法人番号の記載だけでは、水産物の輸入割当・承認制度の審査で確認が必要となる情報が入手できないため、現時点では履歴事項全部証明書等により確認を行うことで、適正に審査を行っているところです。</p>